

情 個 審 答 申 第 1 6 号
令和8年（2026年）10月2日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年（2026年）6月10日付け、政企発第75号により諮問を受けました下記の
審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

市庁舎建て替え事業における総事業費の算定根拠及びその見積りに使用した資料一式並びにそれ以外の市庁舎建て替え計画の財源構成や市民負担見込みに関連する決裁文書・説明資料の文書等不開示（不存在等）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示（不存在等）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和7年（2025年）9月26日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本市庁舎建て替え計画に関する、市庁舎建て替え事業における総事業費の算定根拠及びその見積りに使用した資料一式並びにそれ以外の市庁舎建て替え計画の財源構成や市民負担見込みに関連する決裁文書・説明資料の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年10月17日、実施機関は、本件開示請求に係る文書等のうち、一部の文書等について文書等開示（部分開示）決定（以下「別件処分」という。）を行ったほか、「建設検討対象地の比較・検討状況について(中央区役所)」、「土地取得費に係る実勢単価」、「再築補償費」、「熊本市本庁舎整備計画作成業務委託報告書（平成29年度）」及び「熊本市新庁舎整備に関する基本構想」については条例第2条第2号アに該当することを理由として、「土地取得費に係る土地面積及び現状建物面積」については条例第21条第1項に該当することを理由として、「見積りに係るもの」については不存在を理由として、これらの文書等につき文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った（以下、本件処分の対象となったこれらの文書等を「本件文書等」という。）。
- 3 令和8年（2026年）1月7日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 本件開示請求に対し、別件処分では総事業費を算定するために用いられた数値及び計算過程の算定根拠が記載された文書が開示される一方で、本件処分では不存在とする判断は、事実と明らかに矛盾する。
 - (2) 後に別件処分が行われたとしても、それにより本件処分時点における探索の相当性、理由提示の適法性、不存在判断の妥当性が当然に基礎付けられるものではない。本件処分の適法性は、本件処分それ自体について判断されるべきであり、別件処分の存在をもって当然に正当化されるものではない。

- (3) 本件で審査請求人が求めているのは、単なる基本構想、概要版、FAQ等の公開済み資料そのものではない。審査請求人が求めているのは、それらの基礎となった算定根拠資料、比較検討資料、内部説明資料、協議記録、決裁文書等である。

公開済み資料が存在することは、それらの背後に比較表、試算表、会議資料、説明資料その他の内部資料が存在することをむしろ推認させる事情であって、それだけで本件開示請求文書の不存在又は対象外を基礎付けるものではない。

2 実施機関の主張

- (1) 本件処分と別件処分は、審査請求人が一件の開示請求として行った本件開示請求について、対象となる文書ごとに決定内容が異なることから、条例第11条第1項に基づき、別件処分として全部開示又は部分開示の決定を行い、また、同条第2項に基づき、本件処分として不開示決定を行ったものである。
- (2) なお、「積算資料」、「告示98号設計監理費算定シート」、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」及び「移転費について」を、別件処分にて全部開示又は部分開示の決定を行っている。
- (3) 条例第2条第2号アは、条例の対象となる文書等について、「一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの」は除く旨を定めている。

なお、一般に条例に基づく開示請求に対する文書等の不存在を理由とする不開示決定には解釈上の不存在と物理的不存在とがあるところ、前者は開示請求対象とされた文書自体は存在するが、当該文書が対象文書の要件を満たさないため、文書等不存在とされるものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、市庁舎建て替え事業における総事業費の算定根拠及びその見積りに使用した資料一式並びにそれ以外の市庁舎建て替え計画の財源構成や市民負担見込みに関連する決裁文書・説明資料である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 「建設検討対象地の比較・検討状況について(中央区役所)」、「土地取得費に係る

実勢単価」、「再築補償費」、「熊本市本庁舎整備計画作成業務委託報告書（平成２９年度）」及び「熊本市新庁舎整備に関する基本構想」の各文書について

ア 条例第２条第２号アは、条例の対象となる「文書等」について、「一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの」は除く旨を定めている。

イ 当審議会が見分したところ、本件開示請求時点において、「建設検討対象地の比較・検討状況について(中央区役所)」は、熊本市ホームページの「庁舎整備に関する特別委員会（令和６年度開催分）」のページの令和６年７月１６日開催の庁舎整備に関する特別委員会における配布資料のうちの資料２として既に公開され、「熊本市本庁舎整備計画作成業務委託報告書（平成２９年度）」は、令和４年１２月１６日開催の同委員会における配布資料のうちの参考資料１として既に公開されていたことを確認した。

また、「土地取得費に係る実勢単価」については、本件開示請求時点において、国税庁のホームページの「財産評価基準書 路線価図・評価倍率票」において既に公開されていたことを確認した。

さらに、「再築補償費」については、本件開示請求時点において、熊本市ホームページの「要綱集」において、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則」及び「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則第４２の率を定める要綱」として既に公開されていたことを確認した。

そして、「熊本市新庁舎整備に関する基本構想」は、本件開示請求時点において、熊本市ホームページの「熊本市新庁舎整備に関する基本構想」のページにおいて既に公開されていたことを確認した。

そうすると、これらの文書については、条例第２条第２号アの「一般に容易に入手できるもの」に該当する。

ウ したがって、これらの文書が条例第２条第２号アに該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

(2) 土地取得費に係る土地面積及び現状建物面積について

ア 条例第２１条第１項は、条例の対象となる文書等が「法令等の規定により」「写しの交付を受けることができる場合」には、条例を適用しない旨を定めている。

イ この点、土地の地積及び建物の床面積については、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）に基づく登記事項とされており（同法第３４条第１項第４号及び第４４条第１項第３号）、また、これらの事項は同法第１１９条第１項等の規定により、何人でも交付を受けることができる登記事項証明書により確認できるものである。

よって、当該文書等は条例第21条第1項に該当する。

ウ したがって、当該文書等が条例第21条第1項に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 「見積りに係るもの」について

実施機関は、外部に見積りを依頼した事実はなく、見積りに使用した資料は存在しないとしている。

この外部に見積りを依頼しなかった理由について、実施機関の説明によると、本件開示請求時点の総事業費は、今後策定される基本計画の前段階としての参考的・比較検討的な概算額であり、実施機関においては、この概算事業費を算定するに当たり、建設事業者に見積りを依頼するための詳細な仕様などは定めておらず、そのため、建設事業者等へ見積りは行っていないとのことであった。

この実施機関の説明に不合理な点は認められず、当該文書等を不存在とした実施機関の判断は、妥当である。

(4) 別件処分において算定根拠が記載された文書が開示された一方で本件処分では不存在とする判断をしたことの妥当性について

審査請求人は、別件処分において総事業費を算定するために用いられた数値及び計算過程の算定根拠が記載された文書が開示される一方で、本件処分では不存在とする判断は、事実と明らかに矛盾し、別件処分の存在をもって本件処分の適法性が当然に正当化されるものではないと主張する。

しかし、実施機関は、審査請求人が一件の開示請求として行った本件開示請求について、対象となる文書ごとに決定内容が異なり（条例第11条第1項、第2項）、決定内容に応じて決定通知書の様式も異なることから（熊本市情報公開条例等に規定する書類の様式を定める要綱第3条）、本件処分と別件処分を分けて行ったものであり、このような実施機関の判断は、条例に照らし妥当である。

(5) その他文書等の不存在に関する主張について

審査請求人は、公開済み資料そのものだけではなく、それらの基礎となった算定根拠資料、比較検討資料、内部説明資料等を求めており、本件処分では十分な探索がなされていない旨主張する。

この点、開示請求書の記載内容に文言解釈上の不明確性がなく、特段の事情も窺われない状況の下においては、実施機関は、開示請求書の記載を基に開示請求の対象となる文書等を特定すれば足りるところ、審査請求人が本件開示請求時に開示を求める文書等として記載したのは「市庁舎建て替え事業における総事業費の算定根拠、及びその見積りに使用した資料一式」及び「上記以外で、市庁舎建て替え計画の財源構成や市民負担見込みに関連する決裁文書・説明資料」である。そして、実施機関が別件処分を開示した文書等及び本件処分公開済み等として不開示とした文書等によ

り、審査請求人は「市庁舎建て替え事業における総事業費」の算定根拠を知ることができ、「市庁舎建て替え計画の財源構成や市民負担見込み」を知ることができるのであるから、実施機関による本件開示請求の対象となる文書等の特定が不十分なものであったとはいえない。

したがって、本件処分の対象として本件文書等を特定した実施機関の判断は、妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 8 年（2 0 2 6 年） 6 月 1 0 日	熊本市長から諮問（令和 8 年（2 0 2 6 年）6 月 1 0 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 9 月 4 日	諮問の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 9 月 1 8 日	答申案の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 1 0 月 2 日	答申案の審議を行った。